

令和4年1月20日

保護者の皆様

豊島区教育委員会
教育部長 兒玉 辰哉
豊島区立要小学校
校長 北澤 弘幸

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

保護者の皆様には、日頃より学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に関しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

国は令和4年1月19日に2月13日まで「まん延防止等重点措置」を適用することを決定いたしました。区立小学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組につきまして、以下のとおり実施いたします。

区立小学校におきましては、今後も対応期間に関わらず、感染症予防対策を最優先にした教育活動を実施してまいります。ご家庭におかれましても、お子様の感染症予防対策に万全を尽くされますようお願い申し上げます。

1 まん延防止等重点措置の適用が解除されるまでの教育活動について

授業・給食	実施
校内で行う行事	実施 ※ 活動の主旨を鑑み、最終的な実施の判断は、校長と教育委員会で協議を行う。
校外で行う行事	実施 ※ 区外に移動して行う行事は貸切施設等の利用を原則とする。活動の主旨を鑑み、最終的な実施の判断は校長と教育委員会で協議する。
としま土曜授業	実施 ※ 公開はオンラインで行う。
学童クラブ	実施
子どもスキップ（一般利用）	実施 ※ 一部利用制限あり（人数・日数等）
放課後子ども教室	実施 ※ 一部利用制限あり（人数・回数等）
校庭開放（児童の遊び場開放）	実施
学校開放（団体開放）	実施 ※ 密を避けた利用や消毒など感染防止対策の徹底について注意喚起を図る。
教育センター（日本語教室及び適応指導教室）	実施
教育センター（教育相談）	時間を短縮して実施

2 学校における感染症対策について

- (1) 各教科の授業や学校行事等における配慮として、感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い活動については、まん延防止等重点措置の適用が解除されるまで行いません。
- (2) 家庭のご判断で登校しない場合は、欠席扱いとはいたしません。その場合は、学校に必ず、連絡をしてください。

3 家庭における感染症対策について

- (1) 引き続き、普段の感染予防策（3密の回避・正しい手洗い・マスクの着用・健康観察等）の徹底をお願いいたします。
- (2) 不要不急の外出は避け、都県をまたぐ移動は自粛するようお願いいたします。

4 その他

ご不明な点につきましては、本校副校長までご連絡ください。

【問い合わせ先】

豊島区立要小学校
副校長 保井 久仁子
TEL 3956-8151